

【 検査 】

760 診断確定後の真性多血症に対する経過観察時のCRPの算定について

《令和7年12月26日》

○ 取扱い

診断確定後の「真性多血症(单一傷病名)」に対する経過観察時のD015「1」C反応性蛋白(CRP)の算定は、原則として認められる。

○ 取扱いを作成した根拠等

真性多血症(PV)は、造血幹細胞のクローナルな異常に基づく骨髄増殖性腫瘍(MPN)に分類される造血器腫瘍(血液がん)である。治療は、瀉血療法、血栓症の予防や再燃・出血を防ぐ低用量アスピリン治療、ヒドロキシカルバミド(ハイドレア)やJAK阻害薬による細胞減少療法やペグインターフェロン療法が施行される。

PVは骨髄線維症や急性骨髓性白血病に進行することがある。疾患と治療による免疫不全を伴い、易感染性であり経過観察時には感染症の把握が必要となる。

したがって、PVの診断確定後、单一傷病名であっても経過観察時の感染症および疾患進行に伴う細胞破壊の有無などの把握のため、CRP検査は必要である。

以上のことから、診断確定後の「真性多血症(单一傷病名)」に対する経過観察時のD015「1」C反応性蛋白(CRP)の算定は、原則として認められると判断した。

なお、月に複数回の算定や連月の算定については、レセプト内容から個別に判断することとする。

(参考)

C反応性蛋白(CRP)は、急性期蛋白の一つであり、感染症、膠原病、悪性腫瘍、心筋梗塞、外科手術後などの急性炎症や組織崩壊により血中に増加する。炎症性疾患、組織崩壊性疾患の診断、術後、経過判定を把握するために有用な検査である。